

議案第 6 号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 12 日

三朝町長 吉 田 秀 光

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年県指令市振 3 第 1 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第18条関係）			別表（第18条関係）		
区分		負担割合	区分		負担割合
管 理 費	議会費及び総務費	人口割 20% （最近の国勢調査人口による負担割合）	管 理 費	議会費及び総務費	人口割 20% （最近の国勢調査人口による負担割合）
		実績割 80% （前年度の全事務の負担金総額による負担割合） <u>ただし、これにより難しいと認められる事務に係る経費の負担割合は、広域連合の議会の議決を経て、広域連合長が別に定める。</u>			実績割 80% （前年度の全事務の負担金総額による負担割合）
略			略		

附 則

この規約は、公布の日から施行する。